

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十九年九月二十一日

江戸川区長 多田正見

## 議決を得た契約の変更調書

工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
土木工事 松本橋架替工事(その1)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正隆	28. 6. 21 (240 日間)	円 370, 958, 400	今回 29. 6. 8	円 380, 418, 120(9, 459, 720) (2. 6%)	河川管理者との協議により、警戒船を追加したこと等による増及び引き抜く基礎杭の数量を変更したことによる減